

シッティングサービス利用規約

この度は長野の訪問保育キッズハピリエのシッティングサービスのご利用、誠にありがとうございます。
長野の訪問保育キッズハピリエ（以下「当社」という）のスタッフが皆様のお子様を、安全を第一に考え、楽しい雰囲気の中でお預かりさせていただく為に、以下のとおりシッティングサービス利用規約（以下「本規約」という）を定めます。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下の通りとします。

- ①「シッティングサービス」（以下「当サービス」という）とは当社が提供するシッターサービス全般の事をいいます。
- ②「シッター」とは、当社が雇用している利用者のお子様のお世話をする者のことをいいます。
- ③「利用者」とは、当サービスをご利用いただく親御さまのことをいいます。
- ④「お子様」とは、当サービス申し込みの際に、シッターがお世話する対象として利用者が申告した子女をいいます。

第2章 利用条件

第2条（本規約の適用範囲）

1. 本規約は、利用者が当サービスを利用する際に一切に適用します。
2. 本規約は、当サービスの利用条件を定めるものです。利用者は本規約に従い、当サービスを利用するものとします。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、利用者の了承を得ることなく、本規約を変更する事があります。この場合、当サービスの利用条件は、変更後の本規約によります。
2. 変更後の本規約は、当サービスご利用時に当社より利用者へ送付するものとします。利用者へ渡った時点で効力を生じるものとします。

第4条（お子様の引き渡しに関して）

1. お子様の引渡しは原則としてお預け時と同じ方に来ていただきますようお願いいたします。また、引き渡しは、保護者、もしくは成人かつ保護者からお子様を引き渡す権限を与えられた方に限り行われます。事前に代理の方に引渡しをすることがわかっている場合には、必ずご連絡ください。
2. 利用者のお帰りが予定時間よりも15分以上経過した場合、緊急連絡先でご確認を取らせていただくことがございますので、予めご了承下さい。
3. 予定時刻を大幅に過ぎ、緊急連絡先でもご確認が取れない場合には警察に保護を依頼する場合がございます。
4. 安全を考慮して、代理の方への引き渡し（お預かり時と同じ方の場合は除く）には身分証明書のご確認をさせて頂く場合がございます。
5. いかなる理由であっても、お子様を一人にすることは致しません。
6. 延長の可能性がある場合、必ず事前に相談をお願いいたします。無断で時間延長をした場合は、別途、超過料金として2000円/15分を頂戴いたしますのでご注意ください。

第3章 個人情報

第5条（利用者の個人情報の取り扱い）

1. 当社は、利用者及びお子様（以下「利用者等」という）の個人情報を以下の目的に使用することができるものとし、利用者はこれに同意します。
 - ①利用者に対する当サービスの提供（日程調整のご連絡、入金管理等を含む。）
 - ②当社が提供するシッティングサービス（保育事業）
 - ③当社の社内で使用する研修・統計・マーケティング資料、サービス改善・向上を目的とした内部資料。
2. 当社は、利用者等の個人情報に関しては、善良なる管理者の注意義務に従って、適切かつ安全に管理を行います。
3. 当社は、利用者等の個人情報を、第1項の利用目的の範囲内で、必要に応じてシッターに提供いたしますが、シッターに対して当社と同様の適切かつ安全な管理を義務づけます。
4. 当社は、利用者等の個人情報を、以下の場合を除いて利用者の承諾なしに第三者に漏洩しないものとし、ます。
 - ①本人又は親権者の同意がある場合。
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合又は乳幼児の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③児童福祉法、その他の法令に基づく場合。
 - ④裁判所、検察庁、警察その他の国家機関等から、法律に基づき個人情報の開示を求められた場合。
5. 利用者の個人情報についての開示、訂正、削除などのお問い合わせは、当社まで公式LINEもしくは、メールにてご連絡ください。

第6条

1. 利用者は、シッターの個人情報に関しては、善良なる管理者の注意義務に従って適切かつ安全に管理を行うものとし、ます。
2. 利用者は、シッターの個人情報について、以下の場合を除いてシッターの承諾なしに第三者に漏洩しないものとし、ます。
 - ①本人及び当社の同意がある場合。
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合又は乳幼児の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人及び当社の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③児童福祉法、その他の法令に基づく場合。
 - ④裁判所、検察庁、警察その他の国家機関等から、法律に基づき個人情報の開示を求められた場合。

第4章 その他

第7条（お子様の既往症について）

お子様に注意すべき感染症や既往症（アレルギー、ぜんそく、ひきつけ等）がある場合は、利用者は、サービス申込時に必ずその旨を必ず当社に知らせることとします。尚、お子様の症状によっては、予約を受付できないこともあります。

第8条（病気のお子様について）

1. サポート前日、当日のお子様の健康チェックをお願い致します。
2. 当社は、当サービスの提供に際しては、医療行為（医師又は看護師資格を有する者による目的をもった行動）を致しません。
3. お子様の投薬については、原則としてお受けすることができません。

第9条（感染症などに関する免責）

当サービスの提供に際しては、当社は、シッターの感染症などの罹患の有無を口頭や体調チェック表により確認をしますが、それ以上の調査義務は負いません。また、万が一シッターと利用者、お子様との間で感染症などの感染が疑われた場合でも、当社、シッター、利用者は相互に損害の賠償を求めないものとします。

第10条（緊急時の対応とお願い）

当サービスの提供中に、お子様の体調が急変した場合の応急処置、又は火災等の緊急避難を要する場合にはその処置を当社のシッターにお任せいただきます。その際には、緊急連絡先にも連絡を取らせていただきます。

第11条（必要品・消耗品などの負担）

1. 利用者は、お子様のお世話のために必要な哺乳瓶・おむつ等を用意するものとします。
2. シッターは、利用者の指示又は了解を得ないで支出した費用の精算を利用者に求めることは出来ません。ただし、お子様にとって急を要する場合はその限りではありません。

第12条（利用者の責任）

次の場合には、利用者の責任となります。

- ①利用者が、故意又は過失によって、お子様の健康状態やその他当サービスを提供するにあたり知っておくべきことについて、当社又はシッターに対し伝達しなかった、もしくは正確に伝達しなかったことが原因となって、利用者もしくはお子様、又は当社もしくはシッターに損害が発生した場合。
- ②利用者が当社を通さず、直接シッターと契約した場合。
- ③損害の原因が利用者の指示による場合。
- ④その他、損害の原因が専ら利用者やそのお子様、又は施設的环境にある場合。
- ⑤保護者様よりお預かり致しました飲食物をお子様に差し上げることは可能ですが、そのことによって万一お子様に体調不良等が生じた場合。

第13条（遵守事項）

1. 当社は、当サービスの提供に際しては、以下の事項をお引受け致しません。利用者が下記の事項に違反し、シッターがこれらにやむを得ず関与したことが原因で損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。
 - ①シッターは、当社を介さず直接当サービスを提供致しません。
 - ②シッターは、ご依頼いただいたお子様以外の保育は致しません。
 - ④シッターは、お子様の安全を最優先させるため、お世話以外のご要望はお引き受け致しません。

2. 当サービス中におけるお子様の事故、物品の紛失・破損を未然に防ぐために、利用者は以下の事項

に了承の上、協力するものとします。尚、シッターの故意又は過失によらず、利用者が下記の事項に違反したことが原因で損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。

①利用者は、貴重品を自らの責任において管理するものとします。

②利用者は、事故・誤飲等の原因となるような物品、及び破損しやすい物品等は、予めお子様の手の届かないところへ保管するものとします。

第14条（損害賠償）

当社は、当サービスの提供に伴って、当社又はシッターの過失（重過失を除く）により、利用者又はお子様の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、当社が加入する損害賠償責任保険の範囲内において利用者に対してその損害を賠償するものとします。また、当社又はシッターの故意又は重大な過失により、利用者又はお子様の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、民法416条に規定される通常損害の範囲に限り賠償する責任を負いますが、予見不可能な損害やその他の特別損害については賠償する責任を負いません。また、運営事務局は一切の責任を負わず、原則として利用者当社間で協議するものとします。

第15条（秘密保持・守秘義務）

当社及び利用者は、事前に相手方の書面による同意を得ずに、当サービスの利用により知り得た互いの情報（第3章に規定する個人情報を含む）を第三者に一切開示、漏えいしないものとし、本規約に別途定めがある場合を除き、当サービスの目的以外には一切使用しないものとします。

第16条（譲渡禁止等）

利用者は、当サービス提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為はできないものとします。

第17条（専属的合意管轄裁判所）

本契約又は当サービスの利用に関して紛争が生じた場合には、当社の事業について届け出を行った自治体を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとします。

第18条（その他）

本規約に定めのない事項、又は、その解釈について疑義が生じた場合には、当社及び利用者は互いに誠意をもって、協議の上、解決することとします。

以上、本規約は2022年4月15日より、適用されるものとします。

事業者	住所	長野県岡谷市東銀座1-1-31
	連絡先	090-9354-9563
	代表者	長野の訪問保育キッズハピリエ
	代表	降旗 紗希